

1. 設置の経緯

- ・ 特別支援学校卒業生の通所施設利用の進路調整については、これまで、障がい福祉課が行ってきたが、それだけでは調整が難しい部分がある。
- ・ 平成25年4月から、特別支援学校の卒業生は、卒業後直接、就労継続支援B型の利用をすることができず、就労移行支援事業等のアセスメントを経た上でないと、B型を利用することができないという問題がある。
- ・ 特別支援学校卒業予定者の進路調整について、システム化が必要である。

2. 目的・協議内容

- ・ 特別支援学校卒業生の施設利用における進路調整について検討し、システムを構築する。
- ・ 卒業後直接、就労継続支援B型を利用できない問題についての受け皿、新潟市としての方向性を検討する。
- ・ 進路調整における教育と福祉の連携を図る。

3. 運営方法

- ・ 会議の開催、運営は部会長の責任により行う。
- ・ 会議はおおむね2～3か月に1回程度とする。
- ・ 協議の内容について、自立支援協議会全体会及び行政に報告する。
- ・ 委員は、特別支援学校進路担当者、日中活動系事業所、相談支援事業所、行政より選出し、10名程度とする。